

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月26日

【事業年度】 第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 キーコーヒー株式会社

【英訳名】 KEY COFFEE INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴 田 裕

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【連絡者の氏名】 財務部長 清 水 信 行

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部 担当部長 大 家 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月19日に提出した第55期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 3 配当政策
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は線で表示しております。

- 第一部 【企業情報】
- 第4 【提出会社の状況】
- 3 【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとしており、企業体質強化のための内部留保の充実とバランスのとれた成果の配分を行うことを基本方針としております。

今後もこの基本方針のもとに、株主、一般投資家及び証券市場のニーズを十分把握し、かつ当社の業績予想、財務体質の強化及び事業展開等を考慮しつつ、株主への積極的な利益の還元を図ってまいり所存であります。

当期の利益配当金は1株当たり10円00銭とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金一株当たり10円00銭と併せて年間配当金は1株当たり20円00銭となりました。この結果、当期の配当性向は47.6%となりました。

内部留保資金につきましては、長期展望に立って企業体質の強化並びに設備投資等、将来の事業展開に役立てるよう充当していく予定であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当に関する株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

取締役会決議	平成18年10月27日
株主総会決議	平成19年 6月19日

(訂正後)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとしており、企業体質強化のための内部留保の充実とバランスのとれた成果の配分を行うことを基本方針としております。

今後もこの基本方針のもとに、株主、一般投資家及び証券市場のニーズを十分把握し、かつ当社の業績予想、財務体質の強化及び事業展開等を考慮しつつ、株主への積極的な利益の還元を図ってまいり所存であります。

当期の利益配当金は1株当たり10円00銭とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金一株当たり10円00銭と併せて年間配当金は1株当たり20円00銭となりました。この結果、当期の配当性向は47.6%となりました。

内部留保資金につきましては、長期展望に立って企業体質の強化並びに設備投資等、将来の事業展開に役立てるよう充当していく予定であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成18年10月27日取締役会決議	221	10
平成19年 6月19日株主総会決議	219	10

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

当社は、株主、お客様、社員をはじめとする様々なステークホルダーの期待にお応えするため、生活者の視点に立ったCSR経営を方針に掲げ、企業としてさらに成長し企業価値を拡大することで、「常にコーヒーのおいしさを創造し、人々のこころを満たし続ける企業」となることを目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの一層の強化が不可欠であり、経営の透明性を確保しながら、支援・支持を得つづける体制の確立を考えております。

(1) ～ (6) 省略

(7) 責任限定契約

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令

が指定する最低責任限度額であります。

(訂正後)

当社は、株主、お客様、社員をはじめとする様々なステークホルダーの期待にお応えするため、生活者の視点に立ったCSR経営を方針に掲げ、企業としてさらに成長し企業価値を拡大することで、「常にコーヒーのおいしさを創造し、人々のこころを満たし続ける企業」となることを目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの一層の強化が不可欠であり、経営の透明性を確保しながら、支援・支持を得つづける体制の確立を考えております。

(1) ～ (6) 省略

(7) 責任限定契約

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が指定する最低責任限度額であります。